

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募の結果について

令和5年3月30日
経済産業省 中小企業庁
事業環境部 財務課
事業環境部 企画課 経営安定対策室

令和5年3月6日から同年3月14日まで、標記に対する意見公募を実施したところ、結果は以下のとおりです。

また、意見公募を実施した際の省令案に技術的な修正を加えており、変更点を別紙のとおりまとめています。

1. 実施機関等

- (1) 募集期間：令和5年3月6日（月）～令和5年3月14日（火）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送

2. 意見公募結果

意見総数0件（本件意見募集とは直接関係のない御意見（3件）に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。）

3. 結果の公示日

令和5年3月30日

4. お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課
TEL：03-3501-5803

意見募集を実施した際の省令案との変更点

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令案との変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	新旧対照表改正後欄 中第十六条第二項	「設備等は、次の各号のいずれかに該当するもの（コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。）とする。」を「設備等は、 <u>コインランドリー業（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいう。）又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの以外の設備等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> 」に修正。	技術的修正
2	附則第二条	「附則第四条」を「附則第五条」に修正。	技術的修正
3	附則第三条	「第三条」を「第四条」に修正。	技術的修正
4	附則第三条	「特定事業者等（法第二条第六項に規定する特定事業者等という。以下同じ。）」を「特定事業者等（法第二条第六項に規定する特定事業者等という。以下この条において同じ。）」に修正。	技術的修正
5	附則第三条	「(法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」という。）」を「(法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）」に修正。	技術的修正
6	附則第三条	「(法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。)に記載された同条第三項」を「(法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この条において同じ。)に記載された法第十七条第三項」に修正。	技術的修正
7	附則第四条	「第四条」を「第五条」に修正。	技術的修正

8	附則第四条	「以下、「認定」という。」を「以下この条において「認定」と総称する。」に修正。	技術的修正
9	附則第四条	「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に修正。(二箇所)	技術的修正
10	附則第四条	「以下「事業継続力強化設備等」という。」を「以下この条において「事業継続力強化設備等」という。」に修正。	技術的修正